

高山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年度定期監査（下期）の結果報告に基づく措置内容の通知があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年5月28日

高山市監査委員

佐藤 昇

日野 寿美子

渡辺 甚一